

平成31年1月16日

南相馬市農業委員会
1月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 平成31年1月16日(水)午前9時00分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	欠	11	半 谷 眞知子	出
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	欠
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	出
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	欠	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐藤 定男

鹿島区 欠

原町区 木幡 栄

3. 出席職員

局長 佐藤 光

副主査 島 健太郎

次長 齋藤 ひとみ

主事 平田 幸子

主査 山本 将之

農政課主事 佐藤 毅司

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 1号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 4 報告第 2号 時効取得による所有権移転について
- 日程第 5 議案第 1号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第 2号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 7 議案第 3号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第 8 議案第 4号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 9 議案第 5号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 10 議案第 6号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 11 議案第 7号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(県許可分)
- 日程第 12 議案第 8号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について
(市許可分)
- 日程第 13 議案第 9号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請につい
て(市許可分)
- 日程第 14 議案第 10号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請につい
て(県許可分)
- 日程第 15 議案第 11号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 16 議案第 12号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(県許可分)
- 日程第 17 議案第 13号 農地法第 5 条の規定による貸借権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 18 議案第 14号 農地法第 5 条の規定による貸借権移転の許可申請について
(県許可分)
- 日程第 19 議案第 15号 現況確認証明願について

5 . 会議の概要

(開会 午前9時00分)

議 長 　　ただいまより平成31年1月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、1番委員、9番委員、12番委員であります。なお、2番委員からは延刻の申出が届いております。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号14番岡田敏文委員、15番早川孝雄委員、16番佐藤良一委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。昨年12月定例総会以降、本日までの間、特段の報告を要する案件はございませんでした。

議 長 　　次に、日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第1号についてご説明いたします。議案書の2ページになります。今回2件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第2号、時効取得による所有権移転についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第2号についてご説明いたします。議案書の3ページから5ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので、報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で農

業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。議案書の6ページから7ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して、適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第1号について説明いたします。議案書7ページになります。今回、利用権設定が15件となっており、内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料については、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
はい、11番委員。

11番委員 この借賃のところ、10a当たり1万2千円とか1万円とか書いてあるんですが、3番と5番については、この明記の仕方が他と異なるので表記を統一したほうがいいかと思うんですがいかがでしょうか。

議 長 農政課担当職員。

農政課担当 3番については1筆、5番については6筆で纏めてといった記載の仕方となっており、10a当たりでなく全体として幾らという表記になっております。記載の仕方については、備考欄のほうにこちらの内容についてわかりやすく記載するようにします。

議 長 11番委員。

11番委員 よろしく願いいたします。

議 長 その他質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第2号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。議案書の8ページから10ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第2号について説明いたします。議案書の9ページから10ページになります。当該計画の概要といたしましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の賃借を行うものとなっております。内容については、記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 事務局長。

事務局長 今、2番委員が到着しましたのでご報告いたします。

(2 番委員 午前 9 時 1 5 分着席)

議 長 次に、日程第 7、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可処分の取り消し願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 号についてご説明いたします。議案書の 1 1 ページになります。3 条許可となった所有権移転の取り消し願出が 1 件ございます。取り消しをする理由ですが、当初から譲り渡す予定はなかった農地を譲り渡す農地の筆数が多かったことから、詳細地番の確認が漏れてしまい、誤って申請してしまったため、許可を取り消すものです。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 号についてご説明いたします。議案書の 1 2 ページから 1 5 ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。議案書の16ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。議案書の17ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、自宅が建っていた宅地には、建築基準法上の道路との接道がなかったことから、農地転用申請をするとともに、自宅が建っていた宅地については、農地に変更して農業を行うことから妥当と判断しております。続きまして申請番号2番については、用途地域に太陽光発電施設を設置するための転用申請です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第6号申請番号1番について現地調査を行いましたので、ご報告いたします。申請事由については記載のとおりでございます。現地案内図は1ページとなっております。去る1月10日午後1時30分から代理人行政書士立ち会いのもと、聞き取りをし、現地調査を行いました。申請事由にも書いてあるとおり、震災により自宅は既に解体して更地になっております。そもそも旧住宅地は30年程前に建てられたところであり、多分埋め立てしたところで、地盤が軟弱であったことから、今回の選定時に新たに住宅を建てるといった内容でございます。地目は登記上、雑種地ですが、現況は畑であるため、転用申請が必要だということ

の申請であります。調査の結果、立地基準、一般基準とも満たしており、問題ないと判断いたしました。委員の皆さんのご審議方よろしくをお願いいたします。以上であります。

議 長 次、申請番号2番につきまして、18番委員。

18番委員 議案第6号申請番号2番の調査の報告をいたします。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。案内図は2ページでございます。1月14日午前9時より、行政書士立ち会いのもと、調査項目に沿って調査した結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次、日程第11、議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。議案書の18ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農地改良のための一時転用であり、許可日から1年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、4番委員。

4番委員 議案第7号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページです。1月12日午前11時頃より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在地から申請事由までは記載のとおりですが、この案件については、地目は田ですが、荒らされないようにするため、年何回か耕耘しておりますが、現在は何もしておりません。申請地は図のように、5筆で9,787㎡、約1町ありますけども、すべて田の北側の道路の高さに合わせて、かさ上げして、田から畑に変更して枝豆を作付することから、農作業の効率化を図るため、農地の改良をするものです。盛土は約1メートル程度で、下の層が川砂で約70cm、

上の層が 30 c mとし、周囲に安定法面による土留を施行して、土砂の流出を防ぎ、畦畔を素掘りして、側溝をつくって隣接に雨水が行かないようにして、雨水は既存の南側にある排水のパイプから水路に流すようにします。そして水利組合からの同意書もいただいております。ただ、この地区は第 1 種農地で、農振地域でもあり、現在、案内図のように申請地の真ん中に水田の作付をしているところでもあります。畦畔を素掘りして雨水が行かないようにすると言っても、どうしても水稲の作付している間、大雨のときに流れ込むといったこともありますので、この真ん中の地主の方に同意書ももらっています。その際、責任の明確化と言って事務局の方と相談しながら、定例総会の前まで事務局の方に提出するように話しておきました。現在は、この真ん中の方に同意書をいただいております。また、ここは農振地域なので、土地改良区の同意書ももらっています。以上の結果から、調査項目に基づいて、申請人から聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 　　4 番委員。

4 番委員 　　この内容についてですが、この地区っていうのは、国道 6 号線の半径 200m 以内は、都市計画の範囲に入っているのか、入る予定なのかどうかをお聞きします。

議 長 　　事務局。

事務局 　　原町区北原地内につきましては都市計画区域内には入っておりますが、用途地域ではありません。都市計画区域外は原町区であれば大原地区とか、高倉地区の山間部になります。

議 長 　　4 番委員。

4 番委員 　　そうした場合、この場所は農振地域であるために、都市計画内に入っていれば、農地転用は今後可能となるのですか。

議 長 事務局。

事務局 今、4番委員がおっしゃっているのは、都市計画区域内の用途が指定されている非線引き用途地域内のことかと思われます。都市計画区域は、都市計画法で指定されているところなので、原町区で言えば、先ほども申し上げたとおり、大原とか、高倉とかの山間部を除いた、概ねが都市計画区域内に入っています。今おっしゃられているのは、非線引き用途地域のことではないかなと想像するのですが、都市計画区域地図の中にも色塗りをしてあるところがありまして、原町区で言えば、概ね町と言われているところが用途地域内になっています。

議 長 4番委員。

4番委員 一番心配しているのは、この地域はほとんど荒らされているっていうか、耕作されてない、作付も何もしていないんですね。この場所以外にも、一番心配するのは、この地域、6号線沿いに何か建物を建てるために、売買しているような感じが、この現場を確認して見受けられたので、水田を作付け以外に使用したら困ると質問したんですけども、そういう条件であれば、転用はされないっていうことでいいですね。

議 長 事務局。

事務局 今回の申請地については、第1種農地であり、農振農用地になっている部分があります。まず、農振農用地については、原則転用不可ですし、もし転用可能だったとしても農振除外の申請をして除外が認められなければ転用の受け付けはできません。さらに、第1種農地につきましては、原則として農地転用の許可ができない農地となっております。農地法の手引きにもありますように、例外規定に該当するものでなければ、転用することはできません。さらに、あそこは広く農地が連担されているところですので、その真ん中に何かを転用するということはできない農地となっておりますので、容易に農地転用ができる土地ではありません。以上です。

議 長 4番委員、よろしいですか。

4番委員 はい、わかりました。

議 長 この議案7号については、まだ農地として残るわけだから何の問題もないので、

4番委員が周りの状況を見て確かめたということによろしいですね。

4番委員 はい。

議長 次に、日程第12、議案第8号、農地法第5条の規定による許可処分の取り消し願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。議案書の19ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。本案件は、平成26年11月12日開催定例総会の議案第84号申請番号8番のものです。事務所、倉庫、資材置き場等を整備する計画で許可を受けましたが、許可後に、近隣住民へのあいさつ回りを事業主が行ったところ、事務所等の設置に近隣住民からの理解を得られず、地域より反対の声が大きく上がったため、当初計画していた事業の実施が困難となり、許可の取り下げを願出するものです。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
5番委員。

5番委員 この譲渡人の住所ですが、小高区高倉字志津となっていますが、これで間違いないですか。

議長 事務局。

事務局 申し訳ございません。原町区の記載誤りです。

議長 5番委員よろしいですか。

5番委員 はい、了解しました。

議長 その他質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第9号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第9号についてご説明いたします。議案書の20ページから21ページ、申請番号1番及び2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番については、車両待機場を整備する目的で転用許可を受けておりますが、隣接山林の土砂採取工事が当初の計画期間から延長になったことから、車両待機場の一時転用期間を延長するため、事業計画を変更するものです。続きまして、申請番号2番につきましては、一般住宅及び物置を建築する目的で転用許可を受けておりますが、許可を受けた区域のみでは、敷地の北西部部分が欠けた状態で利用しづらく、また、許可後に、隣地の追加取得が可能となったことから、区域の増加を行うために、事業計画を変更するものです。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査員から調査の報告をお願いいたします。申請番号2番につきまして、15番委員。

15番委員 議案第9号申請番号2番について、議案第11号、申請番号1番と関連がありますので、後で詳細に報告いたします。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第14、議案第10号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。議案書の22ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。建売住宅4棟建築する目的で転用許可を受けておりますが、顧客からのより多くの需要にこたえるため、住宅を1棟増築し、合わせて通路用地や側溝整備を行うために区域の増加をする必要があり、事業計画を変更するものです。以上です。

議長 続きまして、現地調査員からの報告についてであります。申請番号1番の現地調査員12番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第10号

申請番号1番につきましては、所在から申請事由まで記載のとおりです。この案件は議案第12号申請番号1番の関連案件であり、調査内容については、議案第12号申請番号1番と合わせて報告いたします。以上、12番委員より連絡がありましたので、ご報告いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして、県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に日程第10号、議案第11号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第11号についてご説明いたします。議案書の23ページになります。補足といたしまして、この案件は議案第9号申請番号2番関連の案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、15番委員。

15番委員 議案第11号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。先ほど報告いたしました議案第19号申請番号2番の関連案件でございます。現地案内図は5ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る1月11日午前9時頃より申請者及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査をいたしました。調査書の調査項目に基づき、申請者及び代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上であります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 6、議案第 1 2 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 2 号についてご説明いたします。議案書の 2 4 ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足といたしまして、この案件は議案第 1 0 号申請番号 1 番の関連案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、現地調査員からの報告についてですが、申請番号 1 番の現地調査員、1 2 番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 1 2 番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第 1 2 号申請番号 1 番につきまして、所在から申請事由まで、記載のとおりです。現地案内図は 6 ページになります。去る 1 月 1 1 日午前 1 0 時、申請地にて、譲受人の法人担当者、2 名立ち会いのもと、調査項目に従い、現地確認をした結果、何ら支障なきものと判断してまいりました。以上 1 2 番委員からご連絡がございましたので、報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり、許可相当といたしまして、県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 7、議案第 1 3 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 号についてご説明いたします。議案書の 2 5 ページから 2 6 ページ、申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号 1 番については、隣接山林より山砂を採取するに当たり、搬出路及び沈砂池としての一時的転用であり、転用期間は許可日から 2 4 カ月となっております。続きまして、申請番号 2 番については、土取り場としての一時的転用であり、転用期間は許可日から平成 3 3 年 1 月 3 1 日までとなっております。続きまして、申請番号 4 番については、隣接山林より山砂を採取するに当たり、進入路、駐車場等としての一時的転用であり、転用期間は許可日から 3 年間となっております。続きまして、

申請番号5番については、太田地区の復興基盤総合整備工事のための現場事務所、資材置き場駐車場等としての一時転用であり、転用期間は許可日から平成32年3月31日までとなっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、16番委員。

16番委員 議案第13号申請番号1番について、現地調査を行いましたので、ご報告をいたします。所在から申請事由については記載のとおりでございます。現地案内図の7ページとなっております。1月14日午前9時30分から設定人立ち会いのもと、聞き取りをし、現地を調査いたしました。被設定人は、この市ノ谷地区において沿岸地区の復興工事の土砂運搬を行っており、今回、隣接する山林より土砂運搬をするための必要な搬出道路を確保するための一時転用です。現在は市ノ谷の西側の土砂採取を行っておりますが、今回、搬入搬出道路設ける際にあたって、東側の南台北側のほうに場所を変えろといった関係からの、農地の一時転用だというふうにご理解をいただければと思います。土砂流出防止対策として、搬出道路の両脇に仮設沈砂池を設けていただきます。また、工事の濁水さらには、濁水防止のために、2つの仮設沈砂池を設け、上澄みのみを排出するように指導してまいりました。転用期間は2年であります。工事完了後、搬出道路は鋼板を除去して、耕作道を均平にして復元、仮設沈砂池も同様に、耕作土を埋め戻して農地として作付け可能にするといったお話で計画をされております。調査の結果、立地基準、一般基準とも満たしており、問題ないと判断いたしました。皆さんがたのご審議方よろしくをお願いいたします。以上であります。

議長 次に、申請番号2番につきまして、6番委員。

6番委員 議案第13号申請番号2番について事前調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る1月11日午前11時頃より、代理人行政書士及び被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。本案件は、昨年7月の農地専門委員会による非農地の現況確認証明申請に係る現地調査地の一角にある農地であり、農振地区であることから、土取り場として一時的に使用するための必要な申請を行うものであります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしているとともに、土砂の流出等の災害を防止する措置としての沈砂池を適正に設ける計画としていることから、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、15番委員。

15番委員 議案第13号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページであります。所在から申請事由は記載のとおりでございます。去る1月12日午前9時頃より、申請者及び代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号4番について、10番委員。

10番委員 議案第13号申請番号4番について報告いたします。1月11日午後1時30分より現地調査をいたしました。行政書士立ち会いのもと行いました。案内図は10ページです。申請人は記載のとおりでございます。調査の結果、立地基準も一般基準も問題ないと判断してきましてのご報告いたします。皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 次に、申請番号5番につきまして、4番委員。

4番委員 議案第13号申請番号5番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。1月10日午後2時45分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。また、設定人については、現地調査後、自宅にて本人と確認いたしました。土地の所在から申請事由までは記載のとおりですが、この案件については、太田地区の基盤整備工事のため、現場事務所、資材置場等の場所が必要であることから、一時的に使用するものです。期間は許可日から平成32年の3月31日までです。事業終了後の現状回復の措置については、申請地は、現場事務所を除き、すべて敷鉄板を敷設しますが事業終了後は鉄板を取り払い耕耘して、現状に取り戻す計画であります。雨水については、東側市道側溝への放流するため、下太田川内前の水利組合の同意も行っています。調査項目に基づき、設定人から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 18、議案第 14号、農地法第 5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 14号についてご説明いたします。議案書の 27ページ、申請番号 1番及び 2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1番については、第 2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。権利の種類は地上権になります。続きまして、申請番号 2番については、土砂採取場としての一時転用であり、転用期間は許可日から 2年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1番につきまして、18番委員。

18番委員 議案第 14号申請番号 1番の調査の結果の報告をいたします。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。1月 14日午後 1時 30分より、被設定人立ち会いのもと調査項目に沿って調査した結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に申請番号 2番について、14番委員。

14番委員 議案第 14号申請番号 2番について現地調査を行いましたので報告を申し上げます。所在から申請事由については記載のとおりでございます。案内図は 13ページであります。通称山麓線、県道相馬浪江線から東へ 1km程入りました山林に囲まれているところでありまして、土取りのための一時転用であります。1月 15日午前 10時より、設定人、被設定人立ち会いのもと、1ha以上の一時転用でありますので、県の常設審議委員である相馬市農業委員会の会長さん、事務局 2名、私と 7名で現地調査を行いました。当該地は段上にあり、工事完了後は農地に復旧いたします。工事中の土砂の流出防止のため、仮の畦畔を作り、また、沈砂池を設置いたしまして、土砂の流失に備えているわけでございます。以上のことから立地基準、一般基準とも何ら問題なしと判断いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第15号、現況確認証明願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第15号についてご説明いたします。議案書の28ページから29ページとなります。申請番号1番から申請番号4番まで、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請番号1番の1筆を除いた残りすべての農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員を代表いたしまして、16番委員から報告をお願いいたします。

16番委員 議案第15号現況確認証明申請に係る現地調査を行いましたので、ご報告を申し上げます。去る1月7日午前8時40分から17番委員、10番委員、私とそれから、市の事務局職員との4名で現地調査を行いました。現地案内図は14ページから17ページとなっております。申請番号1番について、南柚木字仲坂の田に関しては、震災の被災地から近いこともあり、現状では確かに隣接地との高低差もあり、農地としての活用は容易でないものの管理が十二分にされており、盛土あるいは客土等で形状を変えることで、農地としての利用も可能ではないかと、こういった委員からのご指導もあり、申請人の理解も得たことから、農地として判定をいたしました。畑については、約50年間不耕作などのため、山林化しており、非農地と判定をさせていただきました。申請番号2番については、山林に隣接する土地で日照条件も悪く草木が繁茂し、山林化していることから、非農地と判定をさせていただきました。申請番号3番については、利用状況に記載のとおり、長い間不耕作の状態が続いており、現状は山林であるため、非農地と判定をさせていただきました。申請番号4番については、山林と原野に囲まれており、しかも高台にあることから、農業機械等が入ることができず、20年以上不耕作状態となり、山林、藪化していることから、非農地と判定をさせていただきました。委員の皆さんのご審議よろしくお願い申し上げます。以上であります。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　以上で本日予定いたしました報告２件並びに議案１５件、合わせて１７件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の１月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様には大変お疲れ様でございました。

（終了）

閉会 　午前９時５５分

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

平成３１年１月１６日

議事録署名人（１４番・オカダ トシフミ）

㊞

議事録署名人（１５番・ハヤカワ タカオ）

㊞

議事録署名人（１６番・サトウ リョウイチ）

㊞